

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

匝瑳市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

匝瑳市長

公表日

平成31年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	匝瑳市子ども医療費の助成に関する規則に基づき、子ども医療費の助成に関する事務を行う。 ①子ども医療費助成の登録申請受付、審査、決定事務
③システムの名称	(1)医療費助成システム (2)統合宛名システム (3)中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項及び第2項 別表第1(4の項) 別表第2(4の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号 匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	匝瑳市 健康管理課
②所属長の役職名	健康管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	匝瑳市 健康管理課 郵便番号289-2144千葉県匝瑳市八日市場イ2408番地1 0479-73-1200(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	匝瑳市 健康管理課 郵便番号289-2144千葉県匝瑳市八日市場イ2408番地1 0479-73-1200(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	I 4 ②	番号法第19条第14号 特定個人情報保護委員会が定める規則	番号法第19条第8号 匠瑤市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項及び第2項	事後	
平成29年8月31日	I 5 ②	課長 山下慎一	課長 戸嶋 えみ子	事後	
平成29年8月31日	II 1	平成27年12月14日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年8月31日	II 2	平成27年12月14日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成31年2月1日	I 1 ③	(1)福祉医療システム(子ども医療) (2)宛名・納付システム (3)団体内統合宛名システム (4)中間サーバ	(1)医療費助成システム (2)統合宛名システム (3)中間サーバ	事前	
平成31年2月1日	I 2	住民票情報ファイル	宛名情報ファイル	事前	
平成31年2月1日	I 5 ②	課長 戸嶋 えみ子	健康管理課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年2月1日	II 1	平成29年5月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II 2	平成29年5月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	